

平成20年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P104	***** (普通財産)	***** *****。 市有土地を借りて、その上に貸家を建てることはできないことを説明すべきである。	公有財産活用室	当該土地の借受人である*****としては、市の了承を得て建築した建物であるとの認識でしたが、平成22年度から借家としての利用はできない旨を継続的に説明してきました。平成27年11月には、*****貸し付けている市有地の使用方法としては不適切であり認められないこと及び今後改修や建て替え等を行ってはならないことを説明し、「現に居住者がいることからすぐに適正な形に是正するのは難しいものの*****」との回答を得ました。今後も定期的に状況確認及び交渉を続けてまいります。	措置済

(公表日：平成27年12月25日 通知日：平成27年12月4日 法第50号)